

琴浦町教育大綱

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

令和 2 年 9 月改定

1 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本指針として定めるものです。

本町では平成27年7月、第1次琴浦町総合計画基本構想をもとに琴浦町教育大綱を策定し、教育行政を進めてきました。その後、平成30年度に改訂した教育大綱の計画期間が終期を迎えるに当たり、改訂するものです。

改訂に当たっては、令和元年度に多くの住民の意見を起点として策定した「第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」を中心としながら、本町の学校教育、社会教育に関する施策について、総合教育会議で協議・調整を行いました。

2 計画期間

計画期間は、琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略の計画期間との整合性を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議調整を行い、状況に応じて随時見直すものとします。

3 基本目標

- 誰一人取り残さない質の高い教育の実現
- ふるさとを誇りに思う教育の推進
- 地域を支える人材の育成と環境整備

グローバル化が進展する中、Society5.0時代を担う子どもたちを育成するために、誰一人取り残さない質の高い教育を実現します。

持続可能な社会の実現を目指すために、国際的視野を持ち多様な価値観に対応できる人材を育成していくこと、また地域を誇りに思い、地域を支えていこうとする意欲を養う教育に取り組むことが重要です。

また、教員の働き方改革も同時に推進し、子ども一人ひとりと関わる時間を保障することで、より質の高い教育を目指します。

学校

- ・特色ある教育の推進
- ・幼児期からの切れ目ない教育支援
- ・一人ひとりの確かな学力の向上
- ・教職員の働き方改革
- ・ふるさとを誇りに思う教育の充実

地域

- ・生涯にわたる学びの機会創出
- ・スポーツ・文化芸術の振興と文化財の保存活用
- ・将来を見据えた地域づくり
- ・社会教育、体育施設の再整備
- ・人権を尊重するまちづくり

誰一人取り残さない質の高い教育の実現
ふるさとを誇りに思う教育の推進
地域を支える人材の育成と環境整備

4 重点施策

基本目標の達成に向けて、期間中に重点的に取り組む施策について、大きく学校と地域の2つに分けて定めます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新たな生活様式に向けてICT環境の整備が進む中、現場の働き方改革を進めることで、誰一人取り残さない質の高い教育を目指します。

地域においては、幅広い世代が学び、集い、交流するための拠点施設の再整備を行うとともに、各地域の特性を生かした主体的なまちづくりを進めることで、将来にわたっていきいきとこのまちで暮らし続ける基盤づくりを進めます。

1. 誰一人取り残さない質の高い教育の実現

これまで本町が進めてきた手厚い子育て支援と特色ある教育を推進し、「子育てするなら琴浦町、教育ならば琴浦町」と評価され、人が移り住みたくなるまちを目指します。

また、ふるさと教育により地域に対する誇りを育み、一度は町外に出ても町との関係を持ち続け、いつか琴浦に帰ってくる「ひとづくり」を行います。

新型コロナウイルス感染症対策をきっかけに、新たな生活様式に対応した新しい学びの姿、学校行事のあり方などを積極的に取り入れていきます。

■特色ある教育の推進

誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向け、学校にICT（情報通信技術）環境を整備し、デジタル教科書等のデジタル教材を積極的に導入します。

また、グローバル化に対応できる人材の育成に向け、その基礎となる英語力向上に取り組みます。

- ・ 1人1台情報端末の整備
- ・ デジタル教材、教育用システムの導入
- ・ A L T(外国語指導助手)、英語指導支援員の配置
- ・ 実用英語技能検定に対する助成

■幼児期からの切れ目ない教育支援

子ども園、小学校、中学校の連携を強化し、年齢に応じて一貫性のある教育計画や教育活動を進めます。

小1プロブレム、中1ギャップの解消に向けた体験活動や交流等の充実を図ります。

- ・子ども園における教職員体験研修の実施
- ・中学校教員の小学校における授業実践
- ・体験入学や授業体験、相互交流、共同学習の実施

■一人ひとりの確かな学力の向上

学びの楽しさや学ぶ意欲を引き出す授業の創造など、教員の授業力の向上のため研修、研究の機会を設けます。

児童生徒個々の特性や環境に応じた教育機会の確保に対する支援を行います。

支援が必要な児童生徒について関係者、関係機関との連携をとりながら、学校全体で取り組みます。

- ・特別支援にかかる教職員等の加配
- ・フリースクール授業料助成
- ・進学奨励金、通学費助成等による経済負担の軽減
- ・ICTの活用による新しい学習のあり方を検討

■教職員の働き方改革

学校における業務削減と業務効率化を進め教員の負担軽減を行うことで、教育の質の向上を図ります。

新たな生活様式に対応した、シンプルで新しい学校行事のあり方の検討を進め、教員の負担軽減を図ります。

- ・学校現場における働き方改革の推進
- ・ICTの活用による業務効率化の推進

2. ふるさとを誇りに思う教育の推進

地域の自然や歴史文化、産業、人物などを教材とし、ふるさとへの愛着と誇りを醸成す

る学習を体系的に行うことで、子どもたちが地域の一員として生まれ育ってきたふるさとに貢献しようとする意欲を養う教育に取り組みます。

- ・コミュニティスクールの導入による地域とのつながりを構築
- ・地域人材を講師とする学習の実施
- ・ふるさとを誇りに思う教育の充実
- ・環境学習の実施

3. 地域を支える人材の育成と環境整備

本町では、市町村合併後も多くの社会体育施設、文化施設等を維持してきましたが、その利用形態等も時代とともに変わりつつある中、これらを有効に活用し、質を高めることで持続可能な仕組みに変えていきます。

また、社会教育、人権教育等を引き続き推進することで、地域を支える人材の育成を進めます。

■生涯にわたる学びの機会創出

乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期と生涯の各時期にわたって、心豊かに学ぶことができる機会を提供します。

世界や全国の舞台上で活躍する幅広い分野のトップランナーと関わる機会を創出し、新たな学びに触れ、新しい世界観でふるさとを支え、リードする人材を育成します。

- ・年代等に応じた学習機会の提供
- ・まちなか図書館等による読書機会の拡充

■スポーツ・文化芸術の振興と文化財の保存活用

町民の誰もがそれぞれの年齢や体力、能力に応じて、生涯を通してスポーツを楽しむことができる環境を整備し、健康増進を図るとともに、地域住民の交流を促進します。

町内に多くある国・県・町指定文化財や文化資源の保存と活用を図るほか、伝統文化の継承、文化財活用団体の支援を行います。

子どもから大人まで、多彩な文化芸術に親しむ環境を整備するとともに、文化芸術活動を支援します。

- ・各種スポーツ大会、レクリエーション活動の場の提供
- ・健康寿命延伸のためトレーニング教室等の開催
- ・地域芸術文化団体等の活動支援

■将来を見据えた地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが実現できるように、地域の特性を活かした主体的なまちづくりを推進します。

地域における様々な課題を住民が主体的に解決する体制づくりを支援します。

- ・各地区での人口ビジョンワークショップの実施
- ・各地区における地域課題解決のための体制づくりの支援
- ・地域づくり事業補助金の整備

■社会教育、体育施設の再整備

幅広い世代がより利用しやすく、気軽に集うことができ、出会いと学びがある町民交流の拠点施設の整備を図ります。

- ・まなびタウンとうはく、図書館のリニューアル整備
- ・民間資金を活用した東伯総合公園の再整備

■人権を尊重するまちづくり

地域や学校、職場などあらゆる場において、豊かな人間性と人間関係を育む人権教育、人権学習の場を提供することで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

- ・人権教育・啓発活動の推進
- ・人権基本条例（案）の策定
- ・より効果的な学習方法や学習機会の提供